

○長野県南信工科短期大学校修学助成金交付要綱

平成 28 年 4 月 1 日

告示第 124—2 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、箕輪町のものづくり産業の技術者を志し長野県南信工科短期大学校に修学する者に長野県南信工科短期大学校修学助成金(以下「助成金」という。)を支給し、ものづくり産業の担い手となる有能な人材を育成することを目的とする。

(受給要件)

第 2 条 助成金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 箕輪町に住所を有する者
- (2) 長野県南信工科短期大学校に在学している者

(助成金額)

第 3 条 助成金の額は、月額 10,000 円とする。

(申請及び決定)

第 4 条 申請者は、長野県南信工科短期大学校修学助成金受給申請書(様式第 1 号。以下「受給申請書」という。)を町長に提出しなければならない。なお、申請は、年度ごととする。

2 町長は、前項の規定により提出された受給申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、長野県南信工科短期大学校修学助成金交付決定(不承認)通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第 5 条 前条第 2 項の規定により交付決定を受けた者は、6 月、9 月、12 月及び 3 月の月末までに、それぞれ 3 月分の助成金を請求するものとする。

2 助成金の請求は、長野県南信工科短期大学校修学助成金請求書(様式第 3 号)に在学証明書を添付して提出するものとする。

(変更の報告)

第 6 条 助成金の受給を受けている者(以下「受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに長野県南信工科短期大学校修学助成金変更報告書(様式第 4 号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 在学中であるが、休学又は停学のため修学していないとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 復学したとき。
- (4) 町内での住所又は氏名の変更があったとき。
- (5) 町外に転居したとき。

(交付決定の取り消し等)

第 7 条 町長は、受給者の申請内容に虚偽の記載があったときは、当該助成金の交付決定を取り消し、給付した助成金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

2 町長は、受給者が前条第 1 号、第 2 号又は第 5 号に該当したときは、助成金の支給を停止する。

3 前項の事由発生日が月の中途であるときは、その日の属する月までの助成金を交付する。

(努力義務)

第 8 条 助成金の支給を受けた者は、長野県南信工科短期大学校卒業後、町内に在住し、町内企業に勤務するなど、ものづくり産業の振興に努めなければならない。